

平成20年12月26日
消 防 庁

特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（案）等に対する意見募集の結果

消防庁では、特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（案）等に対して、平成20年9月5日から平成20年10月6日までの間、国民の皆様から広く意見を募集したところ、本件に関する御意見はございませんでした。

1 背景

長崎県の認知症高齢者グループホームにおける火災及び兵庫県のカラオケボックスにおける火災を受けて、認知症高齢者グループホーム等については平成19年6月の消防法施行令の改正により、また、カラオケボックスについては平成20年7月の消防法施行令の改正により、それぞれ面積にかかわらず自動火災報知設備の設置が義務付けられました。

感知器が火災の感知と併せて各々連動して警報を発することができることにより受信機を用いない構成とすること等、当該改正により新たに自動火災報知設備が義務付けられた小規模な施設における自動火災報知設備に関する技術基準の検討を進めてきたところです。

省令（案）等は、上記のような小規模施設に対応した自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準を新たに定めるものです。

2 意見募集の結果

省令（案）等について、平成20年9月5日から平成20年10月6日までの間、意見を募集したところ、本件に関する御意見はありませんでした。

3 省令の公布等

消防庁では、特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号）及び特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成20年消防庁告示第25号）を、平成20年12月26日に公布しました。（同日から施行。ただし、一部については、平成21年4月1日から施行）



（事務連絡先）総務省消防庁予防課
（担当：森川補佐、荒川事務官）
TEL 03-5253-7523（直通）
FAX 03-5253-7533

特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令等について

平成 20 年 1 2 月
消 防 庁 予 防 課

1 制定理由

平成 18 年 1 月 8 日に発生した長崎県大村市の認知症高齢者グループホームにおける火災及び平成 19 年 1 月 20 日に発生した兵庫県宝塚市カラオケボックスにおける火災を受けて、認知症高齢者グループホーム等については、消防法施行令の一部を改正する政令（平成 19 年政令第 179 号）等により、また、カラオケボックス等については、消防法施行令の一部を改正する政令（平成 20 年政令第 215 号）等により、それぞれその面積にかかわらず自動火災報知設備の設置が義務づけられた。

これに伴い、新たに義務づけられることとなる小規模な施設において、当該施設に応じた自動火災報知設備の設置基準整備が望まれていたところであり、「小規模社会福祉施設に対応した消防用設備等に関する検討会」及び「予防行政のあり方に関する検討会」における検討を踏まえ、小規模な施設の実情に即した仕様を有する自動火災報知設備に関する基準を整備することが適当であるとされたところである。

これらを踏まえ、令第 29 条の 4 第 1 項の規定に基づき新たに省令及び告示を制定し、小規模な施設における新たな自動火災報知設備（以下「特定小規模施設用自動火災報知設備」という。）に係る設置・維持に関する技術上の基準を定めることとする。

2 省令制定内容

(1) 特定小規模施設は、次のア及びイの防火対象物とする。

ア 消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号。以下「令」という。）別表第一(2)項二又は(6)項口に掲げる防火対象物で、延べ面積が 300 m²未満のもの（特定一階段等防火対象物を除く。）

イ 令別表第一(16)項イに掲げる防火対象物で、延べ面積が 300 m²未満で、かつ、(2)項二又は(6)項口に掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が 300 m²未満のもの（特定一階段等防火対象物を除く。）

(2) 特定小規模施設用自動火災報知設備は、特定小規模施設における火災が発生した場合

において、当該火災の発生を感知し、及び報知するための設備とすること。

(3) 設置及び維持の技術上の基準について、以下のように定める。

ア 特定小規模施設において、自動火災報知設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等を特定小規模施設用自動火災報知設備とすること。

イ 特定小規模施設用自動火災報知設備の警戒区域は、令第 21 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定の例によること。

ウ 感知器は、次の（ア）から（ウ）の場所の天井の屋内に面する部分に設けること。

ただし、床面積 30 m²以下の（ア）に限り壁に感知器を設けることができること。

（ア）居室及び床面積が 2 m²以上の収納室

（イ）倉庫等

（ウ）（2）項二に係る防火対象物の内部に設置されている階段・廊下等

エ 特定小規模施設用自動火災報知設備には、非常電源を附置すること。

オ イからエのほか、消防庁長官が定める設置及び維持に関する技術上基準に適合するものでなければならないこと。

3 告示制定内容

(1) 設置及び維持に関する技術上の基準について、以下のように定める。

ア 感知器は、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号。以下「規則」という。）第 23 条第 4 項（第 1 号ハ、第 4 号から第 5 号、第 7 号二、第 7 号の 2、第 7 号の 3、第 7 号の 5、第 7 号の 6及び第 9 号を除く。）及び同条第 5 項から第 7 項、第 24 条第 7 号並びに第 24 条の 2 第 2 号の規定の例によるほか、次の（ア）から（ウ）によること。

（ア）熱感知器は、壁若しくははりから 0.4m 以上離れた天井の屋内に面する部分又は天井から 0.15m 以上 0.5m 以内の位置にある壁の屋内に面する部分に設けること。

（イ）煙感知器は、壁若しくははりから 0.6m 以上離れた天井の屋内に面する部分又は天井から 0.15m 以上 0.5m 以内の位置にある壁の屋内に面する部分に設けること。

（ウ）熱煙複合式の感知器は、（イ）と同様の基準とすること。また、廊下等を除く

感知区域ごとに、その種別及び取付け面の高さに応じて、規則第 23 条第 4 項第 3 号口及び第 7 号ホの表で定める床面積のうち最も大きい床面積につき 1 個以上の個数を設けること。

イ 中継器は、規則第 23 条第 9 項、第 24 条第 7 号並びに第 24 条の 2 第 1 号ニ及び第 3 号の規定の例によること。

ウ 配線は、規則第 24 条第 1 号（イを除く。）の規定の例によるほか、感知器又は発信機からはずれ、又は断線した場合には、その旨を確認できるよう措置されていること。

エ 火災が発生した旨の信号を無線により発信し、又は受信する感知器等を設ける場合は、規則第 24 条第 1 号の 2 の規定の例によること。

オ 受信機は、規則第 24 条第 2 号（ハ及びチを除く。）、第 6 号から第 8 号及び第 24 条の 2 第 1 号の規定の例によるほか、次の（ア）又は（イ）によること。

（ア）受信機は、防災センター等に類する場所がない場合にあっては火災表示を容易に確認できる場所に設けること。

（イ）すべての感知器が連動型警報機能付感知器（以下「連動型感知器」という。）であって、警戒区域が一の場合には、受信機を設けないことができること。

カ 電源は、次の（ア）又は（イ）によること。

（ア）電池以外から供給される電力を用いる場合にあっては、蓄電池又は交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずにとること（当該電力が正常に供給されていることを確認できるときは、当該電源を分電盤との間に開閉器が設けられていない配線からとることができる。）。

（イ）（ア）以外の場合にあっては、電池を用いること。

キ 非常電源は、規則第 24 条第 4 号の規定の例によること。ただし、オ（イ）により受信機を設けない場合、次の（ア）又は（イ）の電池を非常電源とすることができること。

（ア）連動型感知器の電源が電池の場合、有効に作動できる電圧の下限値となった旨を 72 時間以上表示等により伝達した後、1 分間以上有効に作動できるとき。

（イ）連動型感知器の電源が電池以外から供給される電力の場合、当該電源が停電した後、10 分間以上有効に作動できる容量の電池が設けられているとき。

ク 地区音響装置は、受信機を設ける場合に限り、規則第 24 条第 5 号及び第 5 号の 2

の規定の例によること。

ケ 発信機は、受信機を設ける場合に限り、規則第 24 条第 8 号の 2 及び第 24 条の 2 第 3 号の規定の例によること。

コ 常用電源、非常電源及び予備電源の維持は、規則第 24 条の 2 第 4 号の規定の例によること。

サ アナログ式特定小規模施設用自動火災報知設備の維持は、規則第 24 条の 2 第 5 号の規定の例によること。

シ 火災が発生した旨の信号を無線により発信し、又は受信する感知器等を設ける場合の維持は、規則第 24 条の 2 第 6 号の規定の例によること。

4 施行期日

省令：公布の日から施行する。ただし、(6)項口に関する部分については、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

告示：公布の日から施行する。

○総務省令第百五十六号

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第二十九条の四第一項の規定に基づき、特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令を次のように定める。

平成二十年十二月二十六日

総務大臣 鳩山 邦夫

特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令

（趣旨）

第一条 この省令は、消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号。以下「令」という。）第二十九条の四第一項の規定に基づき、特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等（同項に規定するものをいう。第三項第一項において同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 特定小規模施設 次に掲げる防火対象物をいう。

イ 令別表第一(二)項ニに掲げる防火対象物で、延べ面積が三百平方メートル未満のもの（避難階（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第十三条第一号に規定する避難階をいう。以下この号において同じ。）以外の階（一階及び二階を除くものとし、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）第四条の二の二で定める避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあつては、その区画された部分とする。ハにおいて「避難階以外の階」という。）から避難階又は地上に直通する階段が二（当該階段が屋外に設けられ、又は規則第四条の二の三で定める避難上有効な構造を有する場合にあつては、一）以上設けられていないものを除く。ロにおいて同じ。）

ロ 令別表第一(六)項ロに掲げる防火対象物で、延べ面積が三百平方メートル未満のもの

ハ 令別表第一(六)項イに掲げる防火対象物のうち、延べ面積が三百平方メートル未満で、かつ、同表(二)項ニに掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの（同表(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項又は(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が避難階以外の階に存するもので、当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が二（当該階段が屋外

に設けられ、又は規則第四条の二の三で定める避難上有効な構造を有する場合にあつては、一）以上設けられていないものを除く。二において同じ。）

二 令別表第一(六)項イに掲げる防火対象物のうち、延べ面積が三百平方メートル未満で、かつ、同表(六)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの

二 特定小規模施設用自動火災報知設備 特定小規模施設における火災が発生した場合において、当該火災の発生を感知し、及び報知するための設備をいう。

(自動火災報知設備に代えて用いることができる特定小規模施設用自動火災報知設備)

第三条 特定小規模施設において、令第二十一条第一項及び第二項の規定により設置し、及び維持しなければならない自動火災報知設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等は、特定小規模施設用自動火災報知設備とする。

2 前項に定める特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準は、次のとおりとする。

一 特定小規模施設用自動火災報知設備の警戒区域（火災の発生した区域を他の区域と区別して識別する

ことができる最小単位の区域をいう。)は、令第二十一条第二項第一号及び第二号の規定の例によること。

二 特定小規模施設用自動火災報知設備の感知器は、次のイからハまでに掲げる場所の天井又は壁(イに掲げる場所(床面積が三十平方メートル以下のものに限る。)の壁に限る。以下この号において同じ。)
()の屋内に面する部分(天井のない場合にあつては、屋根又は壁の屋内に面する部分)に、有効に火災の発生を感知することができるように設けること。

イ 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第四号に規定する居室及び床面積が二平方メートル以上の収納室

ロ 倉庫、機械室その他これらに類する室

ハ 階段及び傾斜路、廊下及び通路並びにエレベーターの昇降路、リネンシュート及びパイプダクトその他これらに類するもの(第二条第一号イ及びハに掲げる防火対象物の内部に設置されている場合に限る。)

三 特定小規模施設用自動火災報知設備には、非常電源を附置すること。

3 前項に定めるもののほか、特定小規模施設用自動火災報知設備は、消防庁長官が定める設置及び維持に関する技術上の基準に適合するものでなければならない。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条第一号（ロ及びニに係る部分に限る。）の規定は、平成二十一年四月一日から施行する。

○消防庁告示第二十五号

特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成二十年総務省令第一百五十六号）第三条第三項の規定に基づき、特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準を次のとおり定める。

平成二十年十二月二十六日

消防庁長官 岡本 保

特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準

第一 趣旨

この告示は、特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成二十年総務省令第一百五十六号）第三条第三項に規定する特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定めるものとする。

第二 設置及び維持に関する技術上の基準

特定小規模施設用自動火災報知設備は、次の各号に定めるところにより設置し、及び維持するものとする。

る。

一 感知器は、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）第二十三条第四項各号（第一号ハ、第四号から第五号まで、第七号ニ、第七号の二、第七号の三、第七号の五、第七号の六及び第九号を除く。）及び同条第五項から第七項、第二十四条第七号並びに第二十四条の二第二号の規定の例によるほか、次に定めるところにより設けること。

(一) 差動式スポット型、定温式スポット型又は補償式スポット型その他の熱複合式スポット型の感知器は、天井又は壁の屋内に面する部分（天井のない場合にあつては、屋根又は壁の屋内に面する部分。以下同じ。）の次のいずれかの位置に設けること。

イ 壁又ははりから〇・四メートル以上離れた天井の屋内に面する部分

ロ 天井から下方〇・一五メートル以上〇・五メートル以内の位置にある壁の屋内に面する部分

(二) 煙感知器は、天井又は壁の屋内に面する部分の次のいずれかの位置に設けること。

イ 壁又ははりから〇・六メートル以上離れた天井の屋内に面する部分

ロ 天井から下方〇・一五メートル以上〇・五メートル以内の位置にある壁の屋内に面する部分

(三) 熱煙複合式スポット型感知器は、廊下、通路、階段及び傾斜路を除く感知区域（それぞれ壁又は取付け面から〇・四メートル（煙感知器を設ける場合にあつては、〇・六メートル）以上突出したはり等によつて区画された部分をいう。）ごとに、その有する種別及び取付け面の高さに応じて規則第二十三条第四項第三号ロ及び第七号ホの表で定める床面積のうち最も大きい床面積につき一個以上の個数を、火災を有効に感知するように設け、かつ、天井又は壁の屋内に面する部分の次のいずれかの位置に設けること。

イ 壁又ははりから〇・六メートル以上離れた天井の屋内に面する部分

ロ 天井から下方〇・一五メートル以上〇・五メートル以内の位置にある壁の屋内に面する部分

二 中継器は、規則第二十三条第九項、第二十四条第七号並びに第二十四条の二第一号ニ及び第三号の規定の例により設けること。

三 配線は、規則第二十四条第一号（イを除く。）の規定の例によるほか、感知器又は発信機からはずれ、又は断線した場合には、その旨を確認できるように措置されていること。

四 火災が発生した旨の信号を無線により発信し、又は受信する感知器、中継器、受信機、地区音響装置

又は発信機を設ける場合は、規則第二十四条第一号の二の規定の例によること。

五 受信機は、規則第二十四条第二号（ハ及びチを除く。）、第六号から第八号及び第二十四条の二第一号の規定の例によるほか、規則第十二条第一項第八号に規定する防災センター等（これらに類する場所が存しない場合にあつては、火災表示を容易に確認できる場所）に設けること。ただし、すべての感知器が火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和五十六年自治省令第十七号）第二条第十九号の六に規定する連動型警報機能付感知器（第七号において「連動型感知器」という。）であつて、警戒区域が一の場合には、受信機を設けないことができる。

六 電源は、電池以外から供給される電力を用いる場合にあつては、蓄電池又は交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずにとることとし、当該電力を用いない場合にあつては、電池を用いるものとする。ただし、電池以外から供給される電力を用いる場合において、当該電力が正常に供給されていることを確認できるときは、当該電源は分電盤との間に開閉器が設けられていない配線からとることができ

七 非常電源は、規則第二十四条第四号の規定の例により設けること。ただし、第五号ただし書の規定に

より受信機を設けない場合において、次の(一)又は(二)のいずれかに該当するときは、それぞれ(一)又は(二)に定める電池を非常電源とすることができる。

(一) 連動型感知器の電源に電池を用いる場合において、当該電池の電圧が連動型感知器を有効に作動できる電圧の下限値となった旨を七十二時間以上点滅表示等により自動的に表示し、又は音響により伝達した後、当該連動型感知器を一分間以上有効に作動することができるとき。

(二) 連動型感知器の電源が電池以外から供給される電力を用いるものである場合において、当該電源が停電した後、連動型感知器を十分間以上有効に作動することができる容量の電池が設けられているとき（電源が停電した時、自動的に電源から非常電源に切り替えられ、かつ、電源が復旧した時、自動的に非常電源から電源に切り替えられるときに限る。）。

八 地区音響装置は、規則第二十四条第五号及び第五号の二の規定の例により設けること（第五号本文の規定により受信機を設ける場合に限る。）。

九 発信機は、規則第二十四条第八号の二及び第二十四条の二第三号の規定の例により設けること（第五号本文の規定により受信機を設ける場合に限る。）。

十 常用電源、非常電源及び予備電源は、規則第二十四条の二第四号の規定の例により維持すること。

十一 アナログ式特定小規模施設用自動火災報知設備にあつては、規則第二十四条の二第五号の規定の例により維持すること。

十二 火災が発生した旨の信号を無線により発信し、又は受信する感知器、中継器、受信機、地区音響装置又は発信機を用いる場合にあつては、規則第二十四条の二第六号の規定の例により維持すること。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。